

【史料紹介】

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留（七）

日本史学専攻近世近現代史ゼミ

前号から引き続き、天保十二年（一八四一）の岡部藩半原陣屋から江戸屋敷の元締宛および年寄宛の御用状留を史料紹介していく。

「御元締衆御用状留」の内容をみると、まず幕府との関係では、①前号でも紹介した岡崎六所神社の勸進免許に関する幕府触が、内容に相違があったので「触直シ」となり、元締から陣屋へ伝えられている【丑四番】。②大御所（十二代前將軍徳川家斉）の死去につき種々の触が元締から陣屋へ伝えられている【丑四番】。ただし伝えた触は江戸家中へのものなので、陣屋の判断・裁量で適度に省略し、三河藩領内には「何事によらず、すべて穩便にするように」という程度の触出しをするよう伝えている。また当然普請鳴物停止となるのであるが、陣屋には前々將軍家治の際の普請鳴物停止に関する記録があるか取り調べ、手抜きがないよう取り計らうようにとして、江戸の触をそのまま適用

するのではなく、現地における前例をもとに、現地での判断によってその変更を認めている。その後大御所出棺後に普請については許可になり【丑五番】、さらにその後鳴物も許可になるが【丑六番】、この時は家業で鳴物をする者や唄浄瑠璃三味線など音曲の稽古を屋内で行うのが許可されただけで、全面解除ではなかった。その他大御台(大御所正室)の法号名や老中・脇坂安童の死去の幕府触も伝えられている【丑五番】。③藩主が日光祭礼奉行に幕府から任命された旨が陣屋へ伝えられ、領内村々へも伝えられている【丑六番】。

次に藩江戸屋敷と陣屋との関係では、④第九代藩主・安部信操の十七回忌にあたり、岡部の源勝院で法事が執り行なわれ、年寄・菊池安太夫が藩主の代拝を行う旨が心得として半原にも伝えられている【丑六番】。⑤前号でも紹介したが、江戸屋敷で畳がなくなったので、再び半原で現地調達するように指示があり、値段等の問い合わせが行われている【丑五番】。そのほか松板・杉板・屋根板・瓦についても調達しているが、この場合も陣屋の判断で行っているようである【丑四番】。⑥同じく去年半原から江戸へ送った漬松茸を藩主が賞味したところ、大変風味がよく気に入ったので、今年からは去年よりも多く送るよう、江戸から陣屋へ伝えられている。【丑六番】

最後に藩・陣屋と支配村・領民との関係では、前号から続いている案件や同じ内容のものでは、⑦陣屋の雑用金が不足したので、浅見与兵衛から借入金をしたこと【丑四番】、⑧村民の宗門帳外し【丑四番】、⑨村役人の交代【丑五番】、⑩藩から村人が拝借金した残金の返納【丑四番】、⑪村の火事報告【丑四番】、⑫村内の定式普請【丑四・五番】、⑬領内にいる医師の江戸屋敷へ召し抱えに関する手続き【丑四番】などについて、陣屋と江戸屋敷間でやりとりがなされている。なお⑦の場合も陣屋の独自判断で行っており、江戸屋敷は事後報告をうけ、事後承諾をしているかたちになっている。また⑬については、江戸に下る際、妻の通行手形発給のため、取り調べを行うのであるが、

夫が病気のため快方するまで延期している。さらにその他では、⑭前号の陣屋奉公人（作事方）の雇入れとは逆の陣屋奉公人（作事方）の退職【丑四番】、⑮同じく前号の村人の宗門帳外れとは逆の、宗門帳外れとなっていた村人の帰住【丑四番】、⑯宗門改めの結果報告【丑五番】、⑰農作業期に入ったことによる、天気・気候や作況の報告【丑四・五番】などがある。

「御元締衆御用状留」と「御年寄衆御用状留」を比較すると、両方に記載されている記事は、①②③④⑤⑦⑧⑯⑰⑱⑲で、「御年寄衆御用状留」には記載されていないのは、⑥⑨⑩⑪⑬⑭である。このうち、⑩⑪⑬は、前号の「御年寄衆御用状留」には書かれているので、今回書かれなかったのは、案件については主要報告は終わり、その後の事務的な手続きのことだけであるためと思われる。残りのうち、⑨村役人の交代は前号と同じく書かれていないが、⑭陣屋奉公人（作事方）の退職については、前号の陣屋奉公人（作事方）の雇入れが書かれているのに、逆の退職については書かれていない。また⑥も書かれていないのは、藩主関係のことなのではあるが、漬松茸賞味という、公的な話ではなく、どちらかというところ私的な賄方関係と思われる、そのため書かれなかったとも思われるが、最終的な判断はやはり今後に待ちたい。

本史料は、青木千夏・市川雄太郎・糸魚川美波・伊藤悠真・井本大地・大日方結香・金森祥平・鬼頭義紀・島田絵里・菅沼真衣・牧野友香・山本修平・渡邊弘樹が史料翻刻と説明文執筆のための資料調査・草稿作成を行い、史料翻刻の点検および説明文草稿のとりまとめと最終執筆を神谷智がおこなった。

（天保十二年御元締衆御用状留）

丑四番

去月晦日付・去ル十二日付兩度之御用状追々相届、致拜見仕候。先以

殿様益御機嫌能被成御座、恐悅御同意奉存候。當御領中別条無御座候。御陣屋岡部

一、従是差立候式番・三番御用状追々相達し、被成御披見候由。為貴意被仰聞候趣致承知候。事濟候義者再貴報文略致し候。

一、右兩便得貴意候趣、御年寄衆可被仰伸義者、夫々被仰伸被下候由。

○辨合入

一、賀茂村類焼人拝借金返納残利足金式兩式分三朱永拾式文五分取立之、致進達候義ニ付、得貴意趣御承知御落手被下候由。

一、中字利村百姓惣七居宅分出火一件書類相添、御届書差出し候ニ付、得貴意候趣御承知被成候由。右者御取計相濟候旨被仰聞致承知候。

一、右便賀茂村大川通春定式御普請大積老冊、同村字檜谷用水溜池御普請御入用大積帳老冊、并御蘭村右同断老冊、下字利・半原岡村立會右同断老冊共、都合四冊写相添致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右者御年寄衆御證印御取、被遣之被下致落手候。

一、當表御雜用金御不足ニ付、金式拾五兩淺見与兵衛分御借入ニ取計、同人渡證文老通写共致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右者御調印之上、御證印御取、被遣之落手致し候。

一、稻垣謙二御表へ引越被仰付候ニ付、高八人口之割合并道中入用御手當被下方共仕出書式通差遣候間、落手御書面

之通相達可申旨被仰聞致承知候。

一、右同人引越ニ付、同人妻御手判之御取計も御座候間、年齢并髮先切有之有無、髮之内ニ付疵所之有無、拙者共見分取調之上、早々可得貴意。尤當表出立頃合ニ其節^段可得貴意旨被仰聞致承知候。

一、御馳メ被仰出候御年限中、閏月被下方之儀ニ付、御仕出書宅通被遣之候間落手可致。右書面御下札、山本富藏病死後、渡方も認御座候間、右御書面ニ而承知可致旨被仰聞承知いたし候。

一從

公儀三召岡崎^處六所大明神社頭修復為助成、御免勸化御觸直シ御書付写^上卷冊、御年寄衆被成御渡候ニ付被遣之候間、落手例之通取計可申旨被仰聞致承知候。

一、大御所様 薨御之儀^{前、引上ル}宜御取計御書付^{二付}卷冊、御年寄衆被成御渡候間被遣之候間、宜敷取計可申候。尤江戸御家中江之御文面ニ付、當表之儀^者可然^々差略可致。右ニ准シ御領分向之儀何事ニよらず、都而穩便ニ致候様得与觸出し可申。且又天明之度、後明院様 薨御之節、普請鳴物停止其外共留記有之候ハ、是又取調、手拔無之様取計可申旨被仰聞致承知候。

右著去月晦日付・去ル十二日付兩度之御用状貴報ニ御座候。御入記之通り受取申候。

一、前条

大御所様 薨御ニ付、御書付落手拜見承知致し、早速御陣屋内夫々へ相達、并御領中江之觸出し之儀、被仰聞候通天明之度之舊記も見合、早速御領中へ相觸、諸事穩便ニ致し候様急度申渡し置候義ニ御座候。左様御承知可被下候。

一、前条勸化御免御觸直シ御書付写落手致し、例之通取計、御領中へ相觸申候。

一、賀茂村字檜谷用水溜池御修復出来ニ付、御入用御勘定組伺書取調、本紙写共尙通尙冊今便進達致し候。御落手宜しく御取計可御證印濟被遣可被下候。

一、右大積帳尙冊致進達候。御落手可被下候。

一、前条御馳ノ被仰出候御年限中、閏月被下方之儀ニ付、御仕出御書付尙通落手拝見承知致、御仕出之通取計可申。左様御承知可被下候。

一、前条稻垣謙二江戸表へ引越被 仰付候ニ付、御手當_并道中入用被下方御仕出尙通、且又同人八人口ニ被成下候ニ付、渡方御割合御仕出尙通共被遣之、落手拝見致承知候、右兩様共御書面之通り相心得取計可申。左様御承知可被下候。

一、右同人引越ニ付_{而者}、謙二妻御関所通御手判之儀、御取計方も御座候間、年齢髮形等取調、可得貴意義ニ付、被仰聞候趣致承知候。然處謙二義_{「先日」令}此間中不快_而、今日之容_{「様子」令}子_{而者}未急_ニ全快_与も難計御座候間、少々も快方ニ御座候ハ、出立之儀申談し、妻御手判之儀委細相願可申。其節同人髮形等取調書差立可申。此段御承知被下、宜敷御取計可被下候。

一、舊臘被仰聞候松杓板_并家根板之儀、去夏_今相場引上ケ、杓板之儀も去年之直段_{而者}御買上ケ相成不申、精々懸合、漸_式兩分_式拾貳間_而御買上ケ_式取計、且松板之儀、松山之拂無御座、至_而拂底_而、被仰聞候_ハ此_二品柄_一宜敷候得共、外_ニ為差替可申品無御座候間、三兩分六拾四間_而御買上ケ致申候。家根板之儀、是_者上中下品々御座候得共、品柄_不被仰聞候間、中品之所三兩分_而五拾四箇、此把數百八把、兩_三拾六把_而御買上ケ_ニ致し、右三口共近日津出し致し候積_ニ御座候間、左様御承知可被下候。

一、右_ニ付前条_三品御買上ケ_代御勘定組伺書取調、本紙写共今便致進達候。御落手宜敷御取計可被下候。

一、當御陣屋定詰御作事方中野忠治、追々及老年、殊ニ養家老母并女房与兩人ニ而男手間無御座、御百姓相續難相成候間△、尤是迄蒙 御厚恩、今更御暇奉願上候段奉恐入候得共、何分無余儀次第ニ付、△何卒當表首尾好、永之御暇被成下度旨、類役を以申出候間、承糺し候所、無據趣ニ相聞へ申候間、則窺書取調、本紙写共今便致進達候。御落手宜しく御取計、御聞濟ニ相成候様、可然御取計可被下候。

一、賀茂村徳兵衛悱徳十与申もの、先年村方願ニ付、伺之上、八ヶ年以前帳外被 仰付候ものニ御座候所、此度帰住願出候間、當人并親類・組合・隣家・村役人吟味之上、別紙窺書取調、今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。右委細ハ窺書面江讓、文略致候。

一、當表季候之儀、春寒強、早春夕度々雪之ニ而、其後雨勝ニ而、兎角尔今冷気勝、不順氣ニ御座候、麦作之儀も先つ被成ニ者生立候得共、右雨天勝故哉、場所ニ寄少々痛も相見へ候得共、捨別格之儀も無御座候。追々出穂前大切之時節ニ相成候間、何卒天氣立直り、順氣能無難ニ出穂仕候様致し度奉存候。此段得貴意候。

右之段為可得貴意、如斯ニ御座候。以上。

丑二月廿七日 橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

- 一、賀茂村字檜谷用水溜池御修復御入用御勘定組伺書本紙写共 老通
一、右大積帳 老冊

一、松杪板并家根板共御買上ヶ代御勘定組伺書本紙写共

貳冊

一、當御陣屋御作事方中野忠治御暇願伺書本紙写

壹通
壹冊

一、賀茂村徳十婦住伺書本紙写共

貳冊

一、御自分様へ拙者共込内状

壹封

一、同断茂左衛門込

壹封

一、同断又兵衛込

壹封

追啓得貴意候。本文ヶ条落ニ相成申候ハ、賀茂村百姓清六与申もの帳外願出候ニ付、吟味之上、伺書取調、本紙写共致進達候。御落手委細ハ書面ニ而御承知被下、宜敷御取計可被下候。以上。

丑五番

去月廿八日付五番御用状去ル九日到来、致拜見候。先以

殿様益御機嫌能被成御座、恐悅御同意奉存候。當御領中御陣屋向都而相替儀無御座候。

一、御中陰中普請鳴物停止之處、去月廿日

御出棺被相済候後普請者不苦旨ニ付御書付壹冊、御年奇衆被成御渡候ニ付、被遣之候間、落手宜敷取計可申旨被仰聞致承知候。

一、御書付左之通り。

一、大御臺様御法号御觸書写老冊

一、脇坂中務太輔様御卒去ニ付被 仰出御書付写老冊

右之通被遣之致落手候。

一、御表置表御遣切被成候ニ付、旧冬之直段位ニ候ハ、諸目百枚・琉球五拾枚御買上ケ、早々相廻し可申。尤御表ニ而者諸目老枚老朱位ニ付、右之内ニ而諸懸り相濟、少々も御益ニ相成候ハ、別段御問合不申共、御買上ケニ取計差下可申。尤當秋ニ相成候ハ、定ニ而直段も安相成可申。其節者猶又可被仰聞。依ニ而此度者先つ前文之通被仰聞候旨致承知候。

右者去月廿一日付五番御用状貴報ニ御座候。御入記之通受取申候。

一、前条

御出棺被為濟候ニ付、普請者不苦旨之御書付落手拜見承知仕、則夫々江申達し候義ニ御座候。

一、前条御觸書式冊是又落手、例之通取計申候義ニ御座候。

一、前条表置表之儀ニ付、被仰聞候趣致承知、早速其筋へ問合申候処、去夏迄追々高直ニ相成候処、此節少々直段行當り、江戸廻しも少々間ニ成、丁度宜敷時節之よし、併いまた高直ニ而、諸目三十五匁三分、琉球同断ニ付式拾老匁之よし、其外上包ニ丸琉球筵等之直段も間ニ合候而、運ちん等差引見候処、聊之御益ニ付、如何可致哉与評儀仕候処、少々なからも御益之■方ニも有之、且ハ品柄之所御地御買上ケ少者可宜哉ニも奉存候間、御買上ケニ取計候而、此度津出し致し候間、左様御承知可被下候。如何之訳哉、終ニ右体高直ニ相成候義、是迄承り不申候。秋ニ相成候ハ、下落可致哉、當時之風聞ニ而者何共難計奉存候。又々其節可得貴意候。

一、右御買上豊表ケ代御勘定組伺書取調、本紙写共式冊今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。

一、先達而得貴意候杓松板（根脱）并家板之儀、早々津出し可致之処、何分雨天勝ニ而一向乾不申、追々及延引申候。此段御承知可被下候。尤前条豊表一同津出し致し候間、左様御承知可被下候。且又例年相廻し候瓦拾坪（應）式分五り、是又一同相廻し候。右送状写者御賄中江向差遣し候間、同人今委細御承知可被下候。

一、先達而大積書を以相伺候御蘭村用水溜池御普請出来ニ付、御入用御勘定組伺書取調、本紙写共今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。

一、右大積帳巻冊致進達候。御落手可被下候。

一、右同断相伺置候下字利・半原両村立會用水溜池以樋御修復出来ニ付、御入用御勘定組伺書本紙写共今便致進達候。御落手宜御取計可被下候。

一、右大積帳巻冊致進達候。御落手可被下候。

一、前条豊表カワラ御買上ケ代御入用御勘定組伺書取調、本紙写共式冊今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。

一、當丑御領分村々宗門人別改候相処、別条無御座候。男女惣人数三千八百五拾六人、増減差引ニ而去子ニ五拾九人相増申候。右目録書者例之通御目付中へ差出申候。委細者同人今御承知可被下候。

一、中宇利村周藏・黒田村清太郎・賀茂村嘉助右三人共、庄屋見習■被仰付御座候処、追々見習実体ニ相動申候間、三人共此度庄屋本役被 仰付■可然奉存候。此段如何取計可申哉、相伺申候。

一、賀茂村取メ方相勤候庄屋林平八追々及老年、旁庄屋役丈ケ之儀御免被成下度旨兼々内願御座候間、是者願之通被 仰付候様致し度、尤取メ方之儀ハ是迄之通相心得候様仕度、此段如何可被 仰付哉、相伺申候。

一、當表御雜用金御不足ニ付、當月金式拾五兩淺見与兵衛ノ御借入ニ取計申候。左様御承知可被下候。右ニ付同人渡證文取調、本紙写共致進達候。御落手宜敷御取計、御證印濟被遣可被下候。

一、當表季候之儀、先使得貴意候後、矢張日々雨天ニ而不時之寒暖打交、甚以不順氣ニ御座候。右故哉、麦作之儀そぶ氣之趣ニ而、そぶ送り等届出申候村方も有之、心配仕候。△何卒天氣立直り候様仕度、此節○○○○実入取中大切之時節ニ御座候間△奉祈候。此段得貴意候。

右之段為可得貴意、如斯御座候。以上。

丑三月廿七日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

一、疊表御買上ヶ代御勘定組伺書本紙写共

式冊

一、瓦御買上ヶ代右同断

式冊

一、御蘭村溜池御普請御入用右同断

老冊

一、右大積帳

老冊

一、下字利・半原村両村溜池右同断

老冊

一、右大積帳

老冊

一、御雜用金式拾五兩御かり入證文本紙写

老冊

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(七)

一、御自分様江拙者共今内状

壹封

丑六番

去月廿四日・同廿八日・去ル九日付三度之御用状追々到来、致拜見候。先以殿様益御機嫌克被成御座、恐悦御同意奉存候。當御領中御陣屋向都而相替儀無御座候。

一、從是差立候四番・五番御用状相届、御披見被成候由。貴報被仰聞候趣致承知、事濟候義者再貴報文略致し候。

一、大所様^御 御法号御書付写卷冊

一、御精進日御書付卷冊

一、鳴物御免之儀ニ付御書付写卷冊^①

一、御家中他行之儀ニ付席達御書付写卷冊

ノ四冊

右之通御年寄衆被成御渡候ニ付、被遣之候間、落手例之通り取計可申旨被仰聞、承知落手いたし候。

一、茂左衛門旧冬拜領之御小袖^并浅見与兵衛へ被下候御小袖共、此度御奉公人帰便ニ付御渡被成候間、茂左衛門頂戴之上、与兵衛へも相渡し可申旨被仰聞承知致し候。

一、御暇願之もの之内、此度御暇被下、帰村被仰付候ニ付、委細之儀^者御賄中今懸合可有御座候間、右^二面承知可致旨被仰聞承知いたし候。

一、去子年米金元拂御勘定帳取調出来、並便を以差立候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右^者追々御調相

濟候上、御返却可被下旨被仰聞致承知候。

一、稻垣謙二御表引越し之儀、先達不不快ニ付、少々も快方仕候ハ、妻御手判之儀、同人髮形等取調、可得貴意義
ニ付、得貴意候趣御承知被下候由。

一、窺書左之通り

一、賀茂村字檜谷用水溜池御修復御入用御勘定組伺書本紙写

一、右大積帳

一、松杓板井家根板御買入代金御入用■御勘定組伺書本紙写

一、中野忠治御暇願伺書右同断

一、賀茂村百姓徳十婦住伺書右同断

一、右同村百姓清六宗門帳外伺書右同断

一、瓦御買上ケ代御入用御勘定組伺書右同断

一、畳表御買上ケ代右同断

一、下字利・半原両村立會用水溜池御普請御入用右同断

一、右大積帳

一、御菌村用水溜池右同断

一、右大積帳

四通拾七冊

三河国八名郡岡部藩半原陣屋御用状留(七)

右之通取調進達致し候儀ニ付、夫々委細得貴意候趣御承知御落手被下候由。右著御自分様御調印之上、御年寄衆御證印并御附札濟、本紙之分被遣之被下致落手候。

一、中宇利村周藏・黒田村清太郎・賀茂村嘉助庄屋本役被 仰付方之儀ニ付、得貴意候趣御承知被下、則御年寄衆被仰述候処、伺之通取計可申旨被仰聞致承知候。

一、賀茂村林平八庄屋役

御免被成下度内願之趣、委細得貴意候趣御承知被下、是又被仰述候処、御開濟ニ付、其通可申渡旨被仰聞致承知候。
一、當表御雜用金御不足ニ付、浅見与兵衛〆三月中金式拾五兩御借入ニ取計候義、同人渡證文本紙写共取調、致進達候義ニ付、得貴意候趣御承知御落手被下候由。右著御調印之上、御年寄衆御證印濟御取、被遣之被下、落手いたし候。

一、前条得貴意候趣御年寄衆へ可被仰述義者、夫々被仰伸被下候由。

一、殿様御儀當月二日被為

召、御登 城被成候処、日光

御祭禮 御奉行被為蒙

仰候段、御同意恐悦奉存候。右為心得被仰聞候旨致承知候。

一、右ニ付御自分様御供御先用被蒙 仰候段御吹聴被仰聞致承知、目出度御儀奉存候。

一、當月廿九日

高德院様⑬十七回 御忌御相當ニ付、於岡部源勝院、御法事御執行被 仰出候間、御代拜安太夫殿被蒙 仰候旨、為心得被仰聞致承知候。

一、先達^而差出し候中宇利村百姓惣七出火一件書類式通、下宇利村百姓新藏宗門帳外申渡證文卷通、^ノ三通追々^脚落^ニ相成、是迄御留置被成候^ニ付、此度御返却致落手候。

一、去年相廻し候漬松茸、此節御口明^ニ相成、被為^レ召上候処、至極風味宜敷、入^レ御意候^ニ付、以来^著右塩合^ニ而仕込可申様御沙汰有之。且格別入^レ御意候^ニ付、當年^分者^レ此上式百本^ニ而も三百本^ニ而も餘分相廻し可申旨、御内證方より談御座候条、承知之上、當秋^分右之心得^ニ而相廻し可申旨被仰聞致承知候。

一、御端書を以去月廿七日付内状貴報之儀ハ、御出立前^ニ而御用多^ニ付、御帰府之上、御取調可被仰聞旨致承知候。

右^者去月廿四日・同廿八日・去ル九日付御用状貴報^ニ御座候。御入記之通受取申候。

一、前条御書付類四冊落手拜見承知致、夫々例之通取計申候。

一、前条茂左衛門拜領御小袖^并浅見与兵衛^江被下候御小袖共落手いたし、茂左衛門頂戴^{難有}、^仕浅見与兵衛へも相渡し申候。

同人義も難有旨謹^而頂戴仕候義^ニ御座候。御礼之儀^者旧年呈書差上候^ニ付、寂早此度ハ差出し不申、此段御承知可被

下候。

一、前条中野忠治御暇願御聞濟之趣、伺書御附札濟^ニ付、則於御役所、願之通首尾能永之御暇被成下候段申渡し候所、

難有仕合奉存候旨御受、御礼申上候。此段御承知可被下候。

一、^{前条}賀茂村百姓徳十帰住願^ニ付伺書之趣、御聞濟御下知御座候^ニ付、則當人^并親類・組合・隣家・村役人一同呼出シ、

御下知之趣を以御咎・手鎖・村方預申渡置、日数七日相立候上、尚又呼出し、御咎御免、願之通帰住被^レ仰付候段

申渡し候所、冥加至極難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼罷出申候。則受證文申付、本紙卷通今便致進達候。御落

手宜敷御取計可被下候。

一、右同村百姓清六帳外願伺書之趣、御聞濟之趣御下知ニ付、則清六親類・組合・隣家・村役人呼出、御下知之趣を以願之通當丑年今宗門人帳外被^別 仰付候段申渡し、受證文申付、今便致進達候。御落手宜しく御取計可被下候。

一、前条中宇利村周藏・黒田村清太郎・賀茂村嘉助三人共、庄屋本役被^別 仰付方之儀、御聞濟之趣被仰聞候ニ付、則三人共呼出し、御下知之趣を以申渡候処、冥加至極難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼罷出申候。此段得貴意候。

一、前条賀茂村林平八庄屋役 御免之儀、御聞濟之趣被仰聞候間、則呼出し申渡し候処、難有仕合奉存候旨御受、御礼申上候義ニ御座候。

一、殿様御儀 日光 御祭礼 御奉行被為蒙 仰、恐悦之段御領中へ相觸候所、則御領内村役人・御用働・御金用働・其外寺社之面々追々罷出、恐悦申上候義ニ御座候。此段得貴意候。

一、御自分様 日光表御供御先用被蒙 仰候段致承知、目出度奉存候。此段御歛得貴意候。

一、前条漬松茸入 御意候ニ付、塩合^并當秋夕廻し方相増差立可申義ニ付、委細被仰聞候趣致承知^候。被仰聞候通取計可申。左様御承知可被下候。

一、先達^而大積書を以相伺候賀茂村大川通春定式御普請出来ニ付、御入用大積懸ヶ紙を以、全之御入用御勘定組取調、本紙写^并大積帳相添、今便致進達候。御落手宜敷御取計可被下候。

一、鶉飼島村庄屋新平、去々年来不相勝候処、尔今兎角快氣不致、殊^ニ眼病差發り、庄屋役勤兼候間、退役願書差出し申候ニ付、承札候処、無據趣^ニ相聞へ申候間、願之通り被仰付可然奉存候。此段相伺申候。

一、同人退役御聞濟ニ相成候上ハ、組頭勘九^与申もの、実体成仁物^ニ御座候間、新平跡庄屋役被仰付可然奉存候。且勘九跡組頭之儀ハ追^而相伺可申候。

一、中宇利村庄屋清吉追々及老年候間、同人悴 庄屋見習被仰付可然奉存候。此段相伺申候。
右之段為可得貴意、如斯ニ御座候。以上。

丑四月廿六日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

石川清兵衛殿

入記

一、賀茂村大川通春定式御普請御入用御勘定組伺書本紙写

〔老通
老冊

一、大積帳

老冊

一、賀茂村百姓徳十婦住被 仰付方申渡受證文本紙

老通

一、賀茂村百姓清六宗門帳外被仰付方申渡受正文本紙

老通

一、御自分様へ拙者共今内状

老封

(未完)

（天保十二年御年寄衆御用状留）

一、窺御機嫌呈書例之文言。

二月廿七日
橋本又兵衛
山本茂左衛門

菊 安太夫様
朝 只之進様

去月晦日當月十二日之尊書追々相届、拜見仕候。然者從是去々月廿九日・去月廿一日付を以進達仕候書状相届、御披見被成下、為尊答被仰下候趣奉得貴意候。尊答^ニ而事相濟候義者再御受不申上候。

一、大御所様御不例之处、御養生不被為叶、^{去月}今晦日被遊

覺御候^ニ付書付^御老冊、御元^ノ衆^江被成御渡候間落手仕、例之通取計可申旨被仰下承知仕候。

一、下宇利村新藏宗門人別帳外申渡受證文^并中宇利村百姓惣七出火一件書類共、御元^ノ衆^ノ被差出、尊覽被成下候旨被仰下承知仕候。

一、從

公儀三州岡崎^縣六所大明神社頭其外大破^ニ付、勅化御免之儀^ニ付、今度御觸直シ之儀^ニ付御書付写老冊、御元^ノ衆^ノ被成御渡候^ニ付、被遣之候間、落手例之通取計可申旨被仰下承知仕候。

一、右之外御用向之儀^者御元^ノ衆^ノ可申參候間、可得貴意旨被仰下、則申參候条承知仕候。

一、前条

大御所様薨御ニ付、御書付落手拝見承知奉畏、早速御陣屋内夫々相達、御領中江茂相觸候而、諸事穩便ニ仕置申候義ニ御座候。此段申上候。

一、前条勸化御免之儀ニ付、御觸直シ御書付写落手仕、則例之通取計、御領中江相觸申候。

一、賀茂村大川通春定式御普請大積同書帳老冊、右同村字檜谷用水溜池樋類御修復大積同書帳老冊、并御蘭村同断老冊、下宇利・半原両村立會右同断老冊共、御開濟之御證印御取被成下、御元ノ衆分到來落手仕候。

一、當表御雜用金御不足ニ付、浅見与兵衛分金式拾五両閏正中御借入ニ取計候ニ付、同人渡證文老通御證印被成下、御元ノ衆分到來落手仕候。

一、右之外今使御用向之儀者委細御元ノ衆迄申伸候間、御同人分可被申伸条御承知可被成下候。
右之段御受旁為可申上、如斯ニ御座候。以上。

二月廿七日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

菊安太夫様
朝只之進様

一、當表季候之儀、春寒強、其後追々雨勝候二而、兎角尔今冷氣勝、不順氣ニ御座候、麦作之儀も先ツケ成ニ生立候得共、雨天勝故哉、場所ニ寄少々痛も相見へ候得共、先ツ今日二而者格別之儀も無御座候。何卒此上天氣立直り、順氣能無難ニ出穂仕候様仕度奉存候。此段申上候。

一、窺御機嫌呈書例之文言。

三月

橋本又兵衛
山本茂左衛門
判

菊
朝両太夫様

去月廿八日之尊書去ル九日到来、拜見仕候。然者御中陰中普請鳴物停止被 仰出候処、去月廿日

御出棺被為濟候ニ付、其後普請者不苦旨ニ付御書付忝冊、

大御臺様 御法号御書付忝冊、脇坂中務太輔様御卒去ニ付御書付忝冊共、都合三冊御元ノ衆江被成御渡候間、落手

仕候ハ、例之通取計可申旨被仰下、則到来落手仕候。

一、右之外御用向之儀者御元ノ衆ノ可申參候旨、可得貴意旨被仰下、則申參候条奉得其意候。

一、前条 御書付三冊共落手拜見承知仕、則夫々例之通取計申候。

一、當御領分村々當丑宗門人別相改候処、別条無御座候。男女惣人数三千八百五拾六人、増減差引ニ而去子ニ五拾九人相増申候。右目錄書之儀者例之通御目付中江差出申候間、委細者同人ノ御承知可被成下候。

一、當表季候之儀、先便申上候後、日々雨天ニ而不時之寒暖打交、甚以不順氣ニ御座候。右故哉、麦作之儀もそぶ氣之趣ニ而、そぶ送り等届出申候村方も有之、心配仕候。何卒天氣能無難ニ実入候様仕度奉折候。

一、右之外今便御用向之儀者御元ノ衆迄申伸候間、御同人ノ可被申伸候条御承知可被成下候。

右之段御請旁為可申上、如斯御座候。以上。

三月廿七日

右兩人

右御兩人様

一、窺御機嫌呈書例之文言。

四月

橋本又兵衛
山本茂左衛門
判

朝 菊 安太夫様
只之進様

尊書拜見仕候。

殿様御儀去ル二日被為 召、被遊

御登 城候処 日光

御祭礼御奉行被為蒙

仰、恐悦之御事ニ付、為心得被仰下候旨承知仕候。右御請為可申上、以愚札如斯ニ御座候。恐惶謹言。

四月

右兩人
判

右御兩人様

一 筆啓上仕候。

殿様御儀 日光 御祭礼御奉行被為蒙 仰候段承知仕、恐悅至極奉存候。右之段為可申上、捧愚札候。恐惶謹言。

四月

長谷川時之助
橋本又兵衛
山本茂左衛門
判

右御兩人様

一 筆啓上仕候。然者

高德院様十七回 御忌御法事、岡部表於源勝院、御執行御座候ニ付、御代香御手前様被蒙

仰候段承知仕、御苦勞之御儀奉存候。右之段為可申上、捧愚札候。恐惶謹言。

四月

橋本又兵衛
山本茂左衛門
判

菊 安太夫様

一筆啓上仕候。然者御手前様御儀、今般 日光表江之御供被蒙

仰候段承知仕、目出度御儀奉存候。右御歛為可申上、捧愚札候。恐惶謹言。

四月

右兩人
判

朝 只之進様

参人々御中

一、筆致啓上候。然者御自分様方、今般 日光表^江之御供被蒙 仰候段致承知、目出度奉存候。右御歛為可得貴意、如斯^ニ御座候。恐惶謹言。

四月

右兩人
判

福寫周治様
石川清兵衛様

参人々御中

去月廿四日・去ル九日兩度之尊書追々相届、拜見仕候。然者從是去々月廿七日付・去月廿七日付を以兩度進達仕候書状相届、御披見被成下、為尊答被仰下候趣奉得其意候。尊答^ニ而事相濟候義者再御受不申上候。

一、大御所様 御法号被

仰出御書付写壹冊

一、御精進日御書付壹冊

一、御家中之面々他行之儀^ニ付席達御書付写壹冊

一、鳴物 御免之儀^ニ付御觸書写壹冊

右之通御元々衆へ被成御渡候間、同人今落手仕候ハ、夫々取計可申旨被仰下承知仕、則御同人今到來落手仕候。

一、當月廿九日

高德院様十七回 御忌御相當ニ付、於岡部源勝院、御法事御執行被

仰出、安大夫様御儀御代香被蒙

仰付旨為者候

心得被仰下候段承知仕候。

一、右之外御用向之儀者御元メ衆ヨリ可申參候間、可得貴意旨被仰下、則申參候条承知仕候。

一、右条御書付類四冊落手拜見承知仕、則夫々取計申候。此段申上候。

一、賀茂村檜谷溜池御修復御入用御勘定組何書本紙志通、松杪板并家根板御買入代金右同断志冊、瓦御買上ケ代右断

志冊、畳表御買上ケ代右同断志冊、下宇利・半原両村立會○用水溜池御修復右同断志通、御菌村右同断志通、メ三通三冊夫々御證

印被成下、御元メ衆分到来落手仕候。

一、賀茂村百姓徳兵衛悻悻十歸住窺書御聞濟之御下知御證印被成下、御元メ衆分到来落手仕、則當人并親類・組頭・

隣家・村役人呼出し、御下知之趣を以御咎・手鎖・村方預ケ申付置、日数相立候上、尚又呼出し、御咎 御免、

願之通帰住被 仰付候段申渡候処、冥加至極難有仕合奉存候旨申之、別段為御礼罷出申候。則申渡受證文申付、今

便御元メ衆迄差出し申候。

一、賀茂村百姓清六帳外伺書御聞濟之御下知御證印被成下候ニ付、前断之通親類其外共一同呼出し、願之通宗門帳外

被 仰付候段申渡し、則受證文申付、本紙志通今便御元メ衆迄差出し申候。

一、中野忠治永之御暇願、窺書之通御聞濟之御附札被成下、御元メ衆分到来落手仕、則於御役所、御下知之趣を以、

願之通首尾能永之御暇被成下候段申渡し候所、難有仕合奉存候旨御受、御礼申上候義ニ御座候。

一、當表御雜用金御不足ニ付、浅見与兵衛メ金式拾五兩御借入ニ取計候ニ付、同人渡證文志通御證印被成下、御元メ衆

分到来落手仕候。

一、殿様御儀 日光御祭礼御奉行被蒙^為 仰候趣、御領中へ相觸候處、為恐悦御領内村役人・御用働・御金用勤・其外
寺社之面々追々御役所へ罷出申候。此段申上候。

右之段御請旁為可申上、如斯ニ御座候。以上。

四月廿六日

橋本又兵衛
山本茂左衛門

菊 安太夫様
朝 只之進様

(未完)

註

- (1) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第二卷』(岩波書店、一九九二年)、史料番号一五三六。
- (2) 江戸幕府第十二代前將軍・徳川家斉。
- (3) 註(1)に同じ、史料番号一〇〇六。
- (4) 江戸幕府第十一代將軍・徳川家治。
- (5) 註(1)に同じ、史料番号一〇三五。
- (6) 大御所徳川家斉正室・寔子(茂姫)。
- (7) 註(1)に同じ、史料番号一〇四四。
- (8) 播磨国籠野藩第八代藩主・老中・脇坂安童。^{安童}
- (9) 註(1)に同じ、史料番号一〇四七。
- (10) 註(1)に同じ、史料番号一〇五四。
- (11) 註(1)に同じ、史料番号一〇五七。

三河国八名郡岡部藩平原陣屋御用状留（七）

（12） 岡部藩第九代藩主・安部信操のぶもち。

【前号正誤表】

八七頁、後ろから三行目 御欽 ↓ 御歛